

**海浜大通り展望駐車場
(袖ヶ浦第1緑地展望駐車場)
管理運営事業者募集**

募 集 要 項

令和6年7月

千葉県都市局 公園緑地部 中央・美浜公園緑地事務所

目 次

＜用語の定義＞	2
---------	---

第 1 募集の目的

1 駐車場整備の背景	3
2 募集の目的	3

第 2 募集の概要

1 募集の概要	4
2 袖ヶ浦第一緑地の概要	4
3 海浜大通り展望駐車場の概要	4
4 代表的な関連する法律	5

第 3 事業提案に係る事項

1 事業者募集の流れ	6
2 事業提案書の構成	6
3 有料時間貸駐車場に関する条件	7
4 使用料等に関する条件	11
5 リスク分担	12
6 その他の条件	14

第 4 応募者の資格要件・注意事項

1 応募者の構成	15
2 応募者の資格要件	15
3 応募上の注意	16

第 5 応募の手続き

1 募集スケジュール	17
2 応募受付	17

第 6 事業予定者の選定方法

1 選定方法	20
2 審査基準	20
3 事業予定者の決定等	21
4 審査結果の通知及び公表	21

第 7 基本協定の締結・

許可手続きに関する条件

1 基本協定の締結	21
2 管理許可	22
3 事業報告	22

第 8 照会先（担当）

22

＜用語の定義＞

・事業者

市との協定に基づき取得した管理許可により、施設の整備、維持管理・運営を行う法人若しくは複数の法人によって構成される連合体。

・事業区域

事業者が管理許可を受けて施設の維持管理・運営を行う区域として提案を行う区域。本件では、海浜大通り展望駐車場（袖ヶ浦第1緑地展望駐車場）の敷地の内、市が指定する区域を指す。

・事業者提案施設

事業者が自ら整備し維持管理・運営を行う施設。事業区域内でのみ提案可能。

・事業者提案施設等

事業者提案施設及び事業区域内の既存施設。

・事業提案書

事業者提案施設等の整備、維持管理・運営に関する計画を記載した書面及び図面。

・都市公園

都市公園法第2条の規定により地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地。

・公園施設

都市公園の効用を全うするため、公園内に設けられる施設で、都市公園法第2条第2項のほか、同法施行令第5条、同法施行規則第1条の2で定められているもの。本件では、工作物、舗装、芝生、植栽等土地に定着する全ての物件を指す。

・設置・管理許可

都市公園法第5条に基づき、公園管理者(市)以外の者が公園施設を設置・管理することについて公園管理者が認めることができる許可。なお、使用料の有無に関わらず、許可区域の維持管理については許可受者が行う。(この許可は行政行為の1つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されない。)

・占用許可

都市公園法第6条に基づき、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有すること。

第 1 募集の目的

1 駐車場整備の背景

千葉市美浜区の海沿いに位置する海浜大通り（市道千葉臨海線）の美浜大橋付近からの眺望は、富士山や東京スカイツリーを望み、東京湾を一望できるロケーションに恵まれた市の観光資源の一つとなっています。

そこで、本市の魅力の一つである美しい海辺の眺望を安全で快適に楽しめる空間を創出するため、本市は2015年5月に無料の展望駐車場を美浜大橋の袂に整備し、供用開始しました。

2 募集の目的

本施設の認知度向上と共に長時間利用が多く見受けられ、回転率が悪くなることで「海辺の眺望を楽しむ」ことを目的とした短時間利用が阻害される状況となってきたことから、令和元年度に、本駐車場がより多くの方々に「展望駐車場」として利用されるために、短時間利用の促進を目的とした駐車場利用料金の徴収を前提として、豊富な経営ノウハウを有する民間事業者等が駐車場施設の整備、維持管理・運営を一体的に行う「海浜大通り展望駐車場（袖ヶ浦第1緑地展望駐車場）管理運営事業」の提案を募集し、受益者負担の原則に基づく本駐車場の適正な管理運営を行うこととしました。

現在の管理許可期間が令和6年9月末で満了となるため、次期管理運営事業者提案を募集するものです。

＜民間事業者等の管理運営により期待すること＞

- ・ 本来の目的である「海辺の眺望を楽しむ」ことを達成するための、有料化による短時間利用の促進
- ・ 駐車場の空き状況を表示することによる、走行車両の不意な減速による交通障害の減少
- ・ 防犯カメラの設置による治安向上
- ・ その他、民間事業者等のノウハウを活かした管理・運営による利便性・快適性等の向上

第2 募集の概要

1 募集の概要

- ・ 募集する事業 海浜大通り展望駐車場の有料化及び管理運営 ※必要な施設整備も含みます。
(施設整備、運営及び維持管理等、自己資金で実現可能な提案)
- ・ 事業実施に要する手続き 管理許可申請(都市公園法)、その他関連法令手続き
- ・ 事業の開始 令和6年10月1日以降11月1日迄(供用開始)
- ・ 事業期間 令和6年10月1日から令和12年1月31日まで
- ・ 事業区域 海浜大通り展望駐車場(832㎡)のうち、市の指定する537㎡の区域
※詳細は資料2「平面図」を参照してください。
- ・ 事業実施に伴う費用 管理許可使用料(月額/1㎡)100円以上520円以下【事業者提案金額】
募集する事業に係る費用、原状復旧等に係る費用、光熱費及び通信費
※電気引込のための事業区域外の電気配管、及び仮設工事のためにやむを得ず
事業区域外を使用する場合、それぞれ都市公園施設設置許可使用料及び都市
公園施設占用料を徴収します(料金は千葉市都市公園条例をご参照ください。)

2 袖ヶ浦第1緑地の概要

- ・ 施設所在 千葉市美浜区磯辺70番3の一部及び同番5の一部
- ・ 所有者 土地・施設とも千葉市
- ・ 区域の制限等 準工業地域(用途地域)、都市公園区域
一部に道路区域を含む ※詳細は資料2「平面図」を参照してください。
- ・ 屋外広告物制限 第3種地域(千葉市屋外広告物条例第4条第2項)

3 海浜大通り展望駐車場の概要

(1) 海浜大通り展望駐車場の概要





海浜大通り展望駐車場および展望駐車場からの海辺の風景

名称 袖ヶ浦第1緑地展望駐車場

愛称 海浜大通り展望駐車場

所在 千葉市美浜区磯辺70番3の一部及び同番5の一部 ※詳細は資料2「平面図」を参照してください。

概要 駐車・駐輪・展望スペース 面積832㎡ ※駐輪・展望スペースは、事業区域外です。

【事業区域内】駐車可能台数13台（普通車12台、障害者用1台）、植栽帯

【事業区域外】サイクルラック1基（6台分）、ベンチ2基、植栽帯

（2）海浜大通り展望駐車場の管理者について

・千葉市都市局公園緑地部中央・美浜公園緑地事務所

（3）設備等

ア 排水マス 3基

・仕様：コンクリート製、三点支持式蓋（盗難防止用鎖付）

400×400×1050（1基）、400×400×400（2基）

☆下記イ・ウは、事業区域に含みません。管理許可範囲から除外し、千葉市が管理します。

イ 分電盤 1基

・仕様：主幹 単3中性線欠相保護付

漏電ブレーカー 100V 60A以下

分岐 サーキットブレーカ 20A×10

※施設の電気供給のために電線を引き込む必要があり、設置許可が必要になります。

設置箇所については資料2「平面図」を参照してください。

ウ 照明灯 1基

・仕様：鋼管柱（5m）、LEDランプ ※電気使用料は千葉市が負担します。

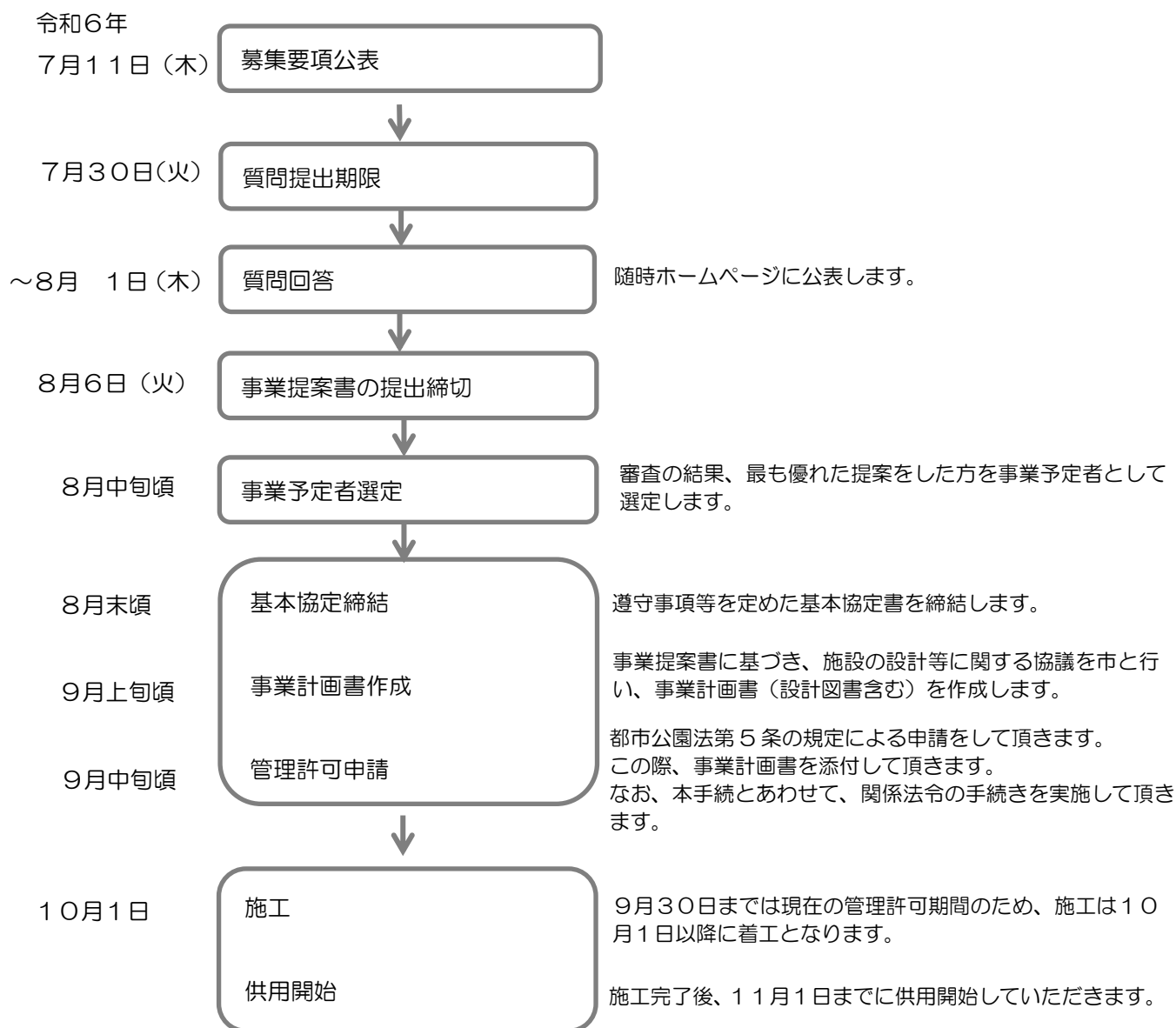
4 代表的な関連する法律

- ・地方自治法 都市計画法 駐車場法 都市公園法 道路法 道路交通法 屋外広告物法
- ・その他、関連する法令は遵守してください。

第3 事業提案に係る事項

1 事業者募集の流れ

事業者募集から決定、事業開始（施設の供用開始）までの手続きは、概ね次のような流れで進めていきます。



2 事業提案書の構成

事業の提案に当たっては、次の事項を盛り込んだ事業提案書を作成してください。

(1) 事業者提案施設

- ・事業者提案施設は、事業者が自ら整備し維持管理・運営を行う施設です。
- ・次項「3 有料時間貸駐車場に関する条件の内容」を必須とし、事業者提案施設の提案を行ってください。
- ・利用者に提供する機能・サービスについて、具体的に示して下さい。
- ・駐車場の管理運営のための目的に合致しない事業の提案は行わないでください。

(2) 基本計画図（説明付）・施設計画図

- ・提案事業の内容を示す図面資料として、平面図、立面図、動線計画図、その他提案に当たって事業者が必要

と考える図面を作成してください。なお、作成に当たっては、資料2「平面図」のCADデータを貸与するので、参考にしてください。

(3) 事業区域に係る維持管理・運営方法・工夫

- ・事業区域については、都市公園として良好で快適な環境を確保するとともに、事業者提案施設等の一体的な維持管理について提案を行ってください。
- ・施設運営・管理上のリスクに対する備えについて記載してください。
- ・駐車場利用料金体系について具体的に記載してください。※なお、料金体系は市民サービス維持の観点から現行料金を基本としますが、企画提案も可能とします。また、駐車場利用料金体系は千葉市との協議により決定するものとします。
- ・その他、工夫する点について提案してください。

(4) 事業収支計画

- ・事業期間中の事業収支、整備にかかる初期投資や借入予定と回収見込み等に係る計画を示してください。
- ・経費内訳書により、事業に要する諸費用等、具体的な金額等を記載してください。
- ・管理許可使用料提案書により、管理許可使用料の金額を提案してください。金額の条件については、後述の4(2)「使用料の額」を参照してください。

(5) 事業実施体制・スケジュール

- ・事業を実施する体制に関して具体的に提案してください。
- ・事業提案の内容に関して、令和6年11月1日までに供用開始できるよう実施工程を示してください。

3 有料時間貸駐車場に関する条件

事業者は、提案内容に基づく事業計画により、公園管理課に管理許可を申請し、許可を取得したうえで、自らの責任と負担において有料時間貸駐車場の整備、運営及び維持管理、修繕等を行って下さい。

(1) 基本的な条件

ア 施設の所有

- ・事業者提案施設については、事業者の所有とします。
- ・既存施設を修繕した場合、修繕箇所を含めて千葉市の所有とします。

イ 事業区域の使用用途

- ・有料時間貸駐車場及び付帯施設として使用することとします。

ウ 事業区域の使用手法

- ・有料時間貸駐車場及び付帯施設として供用するための必要な施設を整備し、機械による管理運営を行うこととします。

エ 事業期間

- ・管理許可の期間を適用します。後述の第7.2「管理許可」をご参照ください。

オ 事業区域使用料

- ・管理許可使用料を徴収します。後述の4(2)「使用料の額」をご参照ください。

カ その他の費用

- ・事業者提案施設等の設計、整備、運営及び維持管理、修繕、原状復旧等に係る費用並びに光熱費及び通信費については、管理許可使用料とは別に事業者の負担とします。

キ 電気使用料の支払い方法

- ・実施事業により発生した毎月月末の電気使用量を書面により市に報告してください。報告をいただいた後、納付書により必要な料金を請求するので、支払いをお願いします。なお、電気使用料を計測するために分電盤等に機械類を設置することができます。必要な場合は、市と協議してください。

ク 使用上の制限等

- ・事業者は、管理許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に移譲し、転借し、質入れ若しくは担保に供することはできません。
- ・事業者は、対象財産及び設置した工作物を有料時間貸駐車場以外の目的に使用することはできません。
- ・事業者は、対象財産の土地に建物を設置することはできません。
- ・事業者は、対象財産の土地に自動販売機等の駐車場の管理運営のための目的に合致しない設備を設置することはできません。

ケ 事業者の義務

- ・事業者は、善良なる管理者の注意を持って対象財産を使用することとします。
- ・事業者は、対象財産を使用して行う事業に伴う一切の責任を負うこととします。
- ・事業者は、千葉市が対象財産の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- ・事業者は、対象財産の使用に当たり、近隣の迷惑とならないよう十分に配慮をしなければなりません。

コ 事業の中止（管理許可の解除）

- ・事業者が次のいずれかに該当するときは、管理許可を解除し、事業を中止することがあります。この場合において、事業者が千葉市又は第三者に損害を与えたときは、全て当該事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

（ア） 事業者がク「使用上の制限等」に違反し、又はケ「事業者の義務」を果たさないとき。

（イ） 事業者が事業者の責めにより基本協定に記載した営業開始日までに有料時間貸駐車場を開設しなかったとき。

（ウ） その他許可条件を遵守しないとき

サ 管理許可を取り消す場合又は事業を途中で中止する場合の事業期間の終了日は、市が定めて別途事業者に通知します。

シ 事業期間（管理許可期間）終了時の条件

- ・事業者は管理許可期間の満了までに、自己の負担で対象物件を現状に回復して返還しなければなりません。また、「許可の解除」により管理許可を解除されたときも、同様とします。この場合において、事業者は、千葉市に対し返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の金員を請求することができません。
- ・ただし、千葉市が原状回復について必要がないと認めた施設等については、存置することができます。その場合、事業者提案施設の所有は市に無償譲渡することとします。

（２）「事業提案書類」への記載を必須とする実施事項（以下、記載必須事項）

下記の事項については、後述の第５．２（５）イ「事業提案書類」に必ず記載してください。

- ・事業に関して、下記の事項を必須とします。

- ① 営業日・営業時間は年中無休とし、２４時間営業とすること。
- ② 管理許可使用料の提案金額が基準の範囲内であること。

- ・駐車場運営に係る機器等として、下記の施設は必ず設置又は運用することとします。

ア 精算機

- ③ 精算機を設置すること。
- ④ 精算機は、クレジットカード及び電子マネーに対応すること。
- ⑤ 精算機の操作方法の説明（以下、説明書き）を表示すること。
- ⑥ 説明書きは、精算機の操作方法が明確に記載されていること。
- ⑦ 説明書きは、精算機又は精算機付近に表示すること。

イ 全自動ゲート又はゲート板等機械（以下、ゲート等）

- ⑧ ゲート等を設置すること。

ウ 電話又はインターフォン等（以下、電話等）による事業者と利用者間の連絡手段

- ⑨ 電話等を設置すること。
- ⑩ 電話等は、精算機又は精算機付近に取付けること。
- ⑪ 電話等は、トラブル発生時等において事業者と駐車場利用者が直接連絡できるよう運用すること。

エ 駐車場の満車又は空車の情報が表示される看板（以下、満空表示看板）

- ⑫ 満空表示看板を設置すること。
- ⑬ 満空表示の対象は、障害者車室を除く１２台分の車室とすること。

オ 障害者用車室の案内

- ⑭ 障害者用車室の位置等を看板、路面表示等により案内し、駐車場利用者が迷うことがないよう対策を講じること。

カ 防犯カメラ等の防犯対策

- ⑮ 防犯カメラを設置すること。
- ⑯ 防犯カメラを設置している旨を表示し、作動中であることを駐車場利用者に周知すること。

キ 駐車場利用者が、駐車場の満車又は空車の情報をインターネット及び携帯電話等にて照会できるシステム（以下、情報照会システム）

- ⑰ 情報照会システムは、駐車場の満車や空車についてインターネット及び携帯電話等でいつでも情報を照会できること。
- ⑱ 情報照会システムは、常に最新の満車又は空車に関する情報が公開されていること。

・ 駐車場運営に係る機器について、下記の事項を遵守することとします。

- ⑲ 後述の（５）「駐車場利用料金の免除条件」に関して、無料措置をするための技術的な方法を示すこと。

・ 管理・運営に関して、下記の事項は必ず実施することとします。

- ⑳ 事業者は、防犯カメラの映像データについて消去、上書き等の処分方法により漏洩防止措置を行い、映像データの秘密保持について万全の管理を行うこと。
- ㉑ 警察からの開示請求に伴い市からの要請があった場合は、市に映像データを提出すること。
- ㉒ 駐車場の入出庫台数、一般利用及び割引利用台数のデータを市に提供すること。
- ㉓ 有料時間貸駐車場の料金体系については、後述の（５）「駐車場利用料金の免除条件」を満たすものとし、土日祝日の７時から１９時の間は最大料金を設けないこと。
- ㉔ 上記の料金体系は、現行料金を基本とし企画提案も可能とする。なお、企画提案を行う場合は、現行料金及び近接する駐車場等と著しくかい離せず社会通念上常識的な範囲とすること。

※なお、駐車場利用料金体系は千葉市との協議により決定するものとします。

（３）駐車場の整備

- ・ 地方自治法及び駐車場法を厳守してください。
- ・ 都市公園区域の施工は、都市公園法及び関係法令を厳守してください。
- ・ 道路区域を施工する場合は、道路法及び関係法令を厳守してください。
- ・ 事業区域内における道路区域内を施工する場合は、公園管理者より道路管理者に道路占用許可申請を行うので、申請に必要な書類を作成していただきます。
- ・ 既存の車室及び車路の区画は変更しないでください。
- ・ 設備配置については、十分に安全を確保してください。
- ・ 駐車場運営に係る全ての機器を設置することを提案の条件とします。実際に設置する機器及びその数量等の詳細を事業提案書に記載してください。
- ・ 車止めブロック、縁石等の既存施設を改修する内容の提案は可能とします。ただし、事業期間終了時は、前述の（１）シ「事業期間（管理許可期間）終了時の条件」によることとします。
- ・ 道路法及び関連法令に基づき、道路区域には企業名及び企業ロゴ等（以下、企業名等）が掲載された看板は設置できません。なお、前述の（２）エに示す満空表示看板についても企業名等を記載できません。（企業名等の掲載がない看板は、必要最低限において設置できます。）
- ・ 防犯カメラについて、実際の設置場所等詳細については、別途千葉市との協議により決定することとします。
- ・ 整備工事開始前に千葉市と整備内容及び施工について十分に協議することとします。
- ・ 盛土・切土などの土地の造成はできません。
- ・ 施設の外観は、海辺エリアの魅力と価値を高め、周囲の景観とも調和したものが望ましいです。案内サインや看板等については、千葉市屋外広告物条例を遵守してください。
- ・ 後述の（５）「駐車場利用料金の免除条件」に関して、無料割引措置をするための技術的な方法については、事業者の提案を元に、別途千葉市と協議の上、決定します。
- ・ 事業者提案施設等の整備等に伴う計画・設計・施工及びそれらに付随する届出等の手続き、管理など一切の業務は、事業者の責任及び負担で行うものとします。
- ・ 工事車両の搬入経路を含む全工事区域では、安全に細心の注意を払い、適切な措置を講じてください。
- ・ 施工上、既存施設の撤去等が必要となる場合は、事前に市と協議のうえ許可を得てください。万一、誤って既存の公園施設等を破損又は撤去した場合は、市の指示に従い、事業者の負担により原状回復してください。
- ・ 施工中、コンクリート塊等の地中障害物（既存の公園施設に係る地下に埋設された工作物等を除く。）が発見された場合は、後述の５「リスク分担」に従い、市と協議のうえ対応方法を決定します。

（４）管理・運営に関すること

- ・ 維持管理・運営に当たっては、関連する各種法令等を遵守してください。なお、維持管理のための具体的作業については「公園緑地維持標準仕様書」に準拠することとします。また、事業に必要な行政協議等は事業者が自ら行うこととします。
- ・ 有料時間貸駐車場に関する公園利用者及び駐車場利用者、並びに近隣への対応は、事業者が一切の自己責任で行ってください。
- ・ 駐車場運営においてトラブルが発生した場合、速やかかつ適切な対応を図ってください。
- ・ 植栽帯は適切に管理を行い、周辺と比較し著しく美観を損なう事がないようにしてください。

（５）駐車場利用料金の免除条件

- ・ 初期利用から３０分は無料とします。
- ・ 障害者等（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者）の利用は無料とします。

- ・ 公用車、公用に伴う緊急車両については無料とします。
- ・ 市からの公文書による依頼がある場合のほか、市長が特に認めるものについては無料とします。

(6) 個人情報保護

- ・ 千葉市個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 5 号）等の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報了他に漏らさない体制を取るものとします。

4 使用料等に関する条件

(1) 使用料の納入

- ・ 管理許可使用料を納入していただきます。ただし、下記（4）使用料が発生しない場合のいずれかに該当する場合は、発生しないものとします。
- ・ 納入の時期は、許可取得の際に当該年度分の使用料を事前納付し、許可期間中は次年度分を事前に一括納入していただきます。
- ・ 市長が指定する日までに使用料が納付されなかった場合は、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例により延滞金を徴収します。

(2) 使用料の額

- ・ 金額は、月額とし、1 m²あたりの単価に事業面積を乗じた額とします。なお、1 か月に満たない期間は 1 か月の管理許可使用料額の日割り額で計算します。
- ・ 単価は、提案によるものとします。千葉市都市公園条例の規定等を適用した以下の基準を踏まえ、使用料の額を提案してください。

<使用料等の額>

管理許可使用料（1 m²あたり月額） 100 円以上、520 円以下

(3) 公園区域内での設置許可・占用

- ・ 分電盤から電気を引き込むため、一部事業区域外の箇所について設置許可を受ける必要があり、使用料をお支払いいただきます。

<設置可能区域>

展望スペース（資料 2「平面図」をご参照ください）の範囲とします。具体的な設置箇所については、別途千葉市と協議することとします。

<使用料の額> 設置許可使用料（1 m²あたり月額） 100 円

- ・ 事業者が、工事などで敷地を占用使用する際には、事業区域内としてください。
- ・ やむを得ず、仮設工事等のために事業区域以外の公園敷地を占用使用しなければならない場合は、占用許可を受ける必要があり、占用料をお支払いいただきます。

<使用料の額>

占用許可使用料（1 m²あたり月額） 650 円（工事仮設）

※現時点での単価であり、占用許可申請時点での占用料が適用されます。

(4) 使用料が発生しない場合

ア 準備期間

- ・事業開始までの準備期間で、協議により本市が必要と認めた期間

イ 市の責に帰すべき理由により許可された施設の使用中止期間が発生した場合

(事業者の都合により、許可期間の途中で改良や修繕等を行う期間や、許可期間の満了により資材を撤去する期間等については、使用料を徴収します)

ウ 災害により使用不能な期間が生じた場合

- ・災害が発生し、被災したこと等により施設を使用できない期間、また、復旧作業等に伴い管理・運営ができない期間

(5) 事業中止等に伴う徴収した使用料の取扱い

- ・事業者の責めに帰すべき事由により、施設の供用開始が行われないこととなった場合又は事業中止となった場合には許可を取り消すとともに、徴収した使用料は返還しません。

5 リスク分担

(1) 事業者の責任及びリスク分担の考え方

- ・本事業における責任及びリスク分担の考え方は、事業者が実施する業務については、事業者が責任をもって遂行するものとします。
- ・業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

- ・市と事業者の責任分担は、下記リスク分担表のとおりとし、負うべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。なお、リスク分担表及び基本協定書に示されていない事項については協議により定めることとします。

	リスクの種類	番号	リスクの内容	市	事業者	
共通	募集資料リスク	1	事業者募集資料の誤り又は内容の変更に関するもの	○		
	応募リスク	2	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		○	
		3	応募図書の取扱いに関するもの	○		
	資金調達リスク	4	必要な資金の確保に関するもの		○	
	基本協定締結リスク ※ 1	5	事業者と基本協定が結べない又は協定締結手続きに時間がかかる場合	○	○	
	制度関連 リスク	6	法制度の新設・変更に関するもの		○	
		許認可リスク	7	許認可の遅延等に関するもの（市で取得するもの）	○	
			8	許認可の遅延等に関するもの（市で取得するもの以外）		○
		税制度リスク	9	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○
	社会リスク	住民対応リスク	10	本件施設の整備に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	○	
			11	上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理に関するもの）		○
		環境問題リスク	12	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○	
			13	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		第三者賠償リスク	14	事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの		○

	リスクの種類		番号	リスクの内容	市	事業者
	債務不履行リスク	事業者の責めによるもの	15	事業者の基本協定内容の不履行		○
			16	事業者の事業放棄・破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更		○
			17	事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成しなかった場合		○
		市の責めによるもの	18	市の基本協定内容の不履行	○	
	不可抗力リスク ※2		19	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的、人為的な事象のうち、保険等又は同等の措置を超えるもの		○
	金利リスク		20	金利の変動		○
	物価リスク		21	物価の変動		○
	事業の中止・延期リスク	市の責めによるもの	22	市の責任による遅延・中止	○	
		事業者の責めによるもの	23	事業者の責任による遅延・中止		○
			24	事業者の事業放棄・破綻		○
計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	25	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
		測量・調査リスク	26	市の実施による測量・調査に関するもの	○	
			27	事業者の実施による測量・調査に関するもの		○
			28	地質障害、地中障害物により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長		○
		設計リスク	29	市の条件提示、指示の不備・変更によるもの	○	
			30	事業者、請負会社による指示、判断の不備		○
建設段階	建設リスク	用地リスク	31	建設予定地の確保に関するもの	○	
		既設工作物・植栽等の撤去工事	32	募集で提案した事業提案による施設撤去工事及び事業区域に存在する既設工作物・植栽の撤去工事		○
		工事遅延リスク	33	公園施設撤去後の市の要求による設計変更等により、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合	○	
			34	事業者の責めにより、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合		○
		工事監理リスク	35	工事監理に関するもの		○
		性能リスク	36	要求水準不適合（施工不良を含む）によるもの		○
		工事費増大リスク	37	公園施設管理許可後の市の指示に起因する工事費の増大	○	
			38	上記以外の工事費の増大		○
		施設損傷リスク	39	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
運営・維持管理段階	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	40	施設に関する瑕疵担保責任		○
		施設損傷リスク	41	事故・火災等による施設の損傷、施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
			42	第三者（本件施設の利用者を含む）による施設の損傷		○
	運営リスク	利用者トラブルリスク	43	事業者事業区域内に関する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
		需要変動リスク	44	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
事業終了期間	原状回復リスク		45	事業者が整備した施設撤去に伴う諸費用及び諸手続きに関するもの		○
			46	事業区域内の原状回復に関するもの		○
	移管手続きリスク ※3		47	施設移管手続きに伴う諸経費の発生に関するもの		○
			48	無償譲渡に伴う税負担等に関するもの		○

※1 基本協定が締結できない場合、それまでに市及び事業予定者各々にかかった費用は各々が負担する。なお、事業業者に帰すべき理由により締結できない場合については、第7. 1（2）「違約金について」により市に違約金を納付することとなる。

※2 市と事業者が、協議の上事業の継続が不可能と判断した場合は事業を終了するものとする。協議の上事業を再開すると判断した場合、市は事業者から事業を再開するまでの期間の使用料を徴収しないものとする。

※3 事業者提案施設を事業期間終了後に市に無償譲渡する場合。

6 その他の条件

(1) 関係法令

- ・事業者は、業務を遂行する上で、都市公園法や千葉市都市公園条例のほか、事業区域に係るすべての関係法令を遵守して下さい。

(2) 私権の制限

- ・事業者は、本事業に係る敷地に対する借地権その他いかなる権利も市に対して主張できません。

(3) 委託の禁止等

- ・事業者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。
- ・事業者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって市へ申請し、承諾を得なければなりません。また、市の許可を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、事業者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

(4) 原状回復の義務

- ・事業者は、原則として許可期間が終了する前に、事業区域及び事業者の責により汚損若しくは破損した部分を、速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還することとします。また、許可期間の途中で事業を終了する場合（管理許可等を取消した場合等）は、30日以内にこれを行うこととします。ただし、市が事前に原状回復が必要ないと認めた場合は、この限りではありません。

(5) 事業者が設置する施設の許可に伴う保証金の預託

- ・事業者には、許可を受けるに当たり保証金を市に預託していただきます。保証金は、整備施設の解体等原状回復に必要な額とし、経費内訳書に基づき、市と事業者の協議により決定します。
- ・保証金は、許可期間終了に伴い土地の返還が完了した後に、市に対する未払い債務等を差し引いた額を返還することとします。ただし、保証金に利子は付しません。

(6) 事業計画書の変更

- ・事業者は、変更しなければならない特段の事情（社会・経済情勢の変化、労務・建設資材等の調達価格の高騰など。）を客観的資料により合理的に説明し、相当の期間を設けて市と協議を行った上で、市の承諾を得て事業計画書を変更することができます。また、構成員を脱退若しくは追加する場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。
- ・なお、許可条件の変更に関わる内容である場合は、別途変更許可を受ける必要があります。

(7) 事業の中止

- ・提出書類や協定書、市から受けた許可条件の内容に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても正当な理由なく改善が見られない場合は、許可の取り消しを行うことがあります。
- ・事業区域のうち道路区域について、現在、公園管理者が道路管理者から道路占用許可を取得していますが、当該許可の期間が令和10年3月31日となっており、当該許可の更新ができなかった場合は事業を中止することとなります。
- ・上記2点の場合、事業の中止に伴う事業者の損害等に対しては、市は一切の賠償又は補償を行いません。

第4 応募者の資格要件・注意事項

1 応募者の構成

応募できる者は、法人又は複数の法人によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とし、個人での応募はできません。

単独法人で応募した場合は、連合体の構成員になることはできません。また、連合体の構成員は複数の連合体の構成員になることはできません。

連合体で応募する場合は、代表する法人を定め、当該法人に連合体を代表して応募手続きを行っていただきます。

2 応募者の資格要件

（１）基本的要件

- ・ 応募者は次の要件を満たすこととします。
 - ☐ 法人格を有する者であること。
 - ☐ 千葉市の公募目的に賛同し、駐車場運営に意欲のあるものであること。
 - ☐ 千葉県内に本社、本店、支店等の事業所を置く者であること。
 - ☐ 直近３事業年度分の決算が連続して赤字でないこと。

（２）資格制限

- ・ 応募者又は連合体の構成員が以下のいずれにも該当しないこととします。
 - ☐ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者
 - ☐ 直近３事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がある者
 - ☐ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領第２条第１項及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領第２条第１項に基づく指名停止期間中である者
 - ☐ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件該当者
 - ☐ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
 - ☐ 手形交換所による取引停止処分を受けている者
 - ☐ 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、千葉市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しない者（指定管理者の指定取消し）
 - ☐ 応募者又は連合体の構成員の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
 - ・ 公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者がある者

(3) 実績に関する条件

- ・応募者は、駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資格、資力及び信用を有し、かつ次の項目全てに該当することとします。
 - ☐ 駐車場事業の経験を10年以上有する者であること。
 - ☐ 公共駐車場の設計及び施工の実績を有すること。
 - ☐ 過去3年間に於いて、公共駐車場の運営管理業務に関し、実績を有していること。
 - ☐ 公共駐車場の全自動ゲート・ゲート板式駐車場の運営管理業務に5年以上の実績を有していること。
 - ☐ 直近5年の契約期間内に公共駐車場の運営管理業務に関わる契約について、自らの責による途中解約をしていないこと。

3 応募上の注意

(1) 失格事項

- ・次の要件に該当した場合は、応募を無効とさせていただきます。
 - ☐ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ☐ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - ☐ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
 - ☐ 選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
 - ☐ 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ☐ 事業提案に、前述の第3. 3 (2)「記載必須事項」についての記載がない場合
 - ☐ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - ☐ その他不正行為があった場合

(2) その他の注意事項

- ・接触の禁止 本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件の応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- ・内容の変更禁止 提出された書類の内容変更、差替え又は再提出を行うことはできません。
- ・応募書類の取扱い 応募書類は理由のいかんにかかわらず返却しません。
- ・応募の辞退 応募書類提出後に応募の参加を辞退する場合、応募様式集・様式3を提出してください。
- ・費用負担 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ・提出書類の著作権 (一)協議対象提案選定までの著作権
応募書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。但し、市は事業者選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
(二)協議対象提案選定後の著作権
提案の選定された事業者の応募書類に著作権がある場合の著作権は、事業者が市と協定を締結した時から市に帰属し、選定されなかった応募書類の著作権は事業者に帰属します。
- ・特許権 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。
- ・情報公開 応募書類は、千葉市情報公開条例の定めるところにより公開される場合があります。

第5 応募の手続き

1 募集スケジュール

募集要項の公表・配布	令和6年 7月11日（木）
質問書の受付	令和6年 7月11日（木）～ 7月 30日（火）
質問書の回答	令和6年 8月 1日（木） ※随時ホームページに公表
応募書類の受付	令和6年 7月11日（木）～ 8月 6日（火）
事業予定者の選定・公表	令和6年 8月中旬頃
基本協定の締結	令和6年 8月末頃
事業計画書作成	令和6年 9月上旬頃
管理許可申請	令和6年 9月中旬頃
事業者提案施設等施工	令和6年10月1日（火）～
事業者提案施設等供用開始	令和6年11月1日迄

2 応募受付

（1）要項の配布

千葉市入札（見積）募集案件「その他」内の募集案件ページからダウンロードしてください。

<https://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/kanri/chuo-mihama/r06tenbouchushajou-koubo.html>

（2）質問の受付・回答

ア 提出方法 応募様式集・様式2により作成し、都市局公園緑地部中央・美浜公園緑地事務所あて、電子メールにより提出してください。

（※件名に「海浜大通り展望駐車場管理運営事業者募集」と記載してください。）

また、受信確認のため、電子メールの送信後、必ず電話で連絡を頂きますようお願いいたします。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けませんので御了承ください。

中央・美浜公園緑地事務所 電子メールアドレス chuo-mihama.URP@city.chiba.lg.jp

イ 受付期間 令和6年 7月11日（木）～ 7月 30日（火） 午後5時受信分まで

ウ 回答方法 8月1日（木）までの間に随時千葉市ホームページ（募集案件ページ）に回答を掲載します。

（3）応募方法

ア 受付期間 令和6年 7月11日（木）～ 8月6日（火）（土日、祝日を除く）

イ 受付時間 午前9時～午後5時とします。

ウ 必要書類 （5）応募書類を参照してください。

応募に当たって使用する言語・通貨は日本語及び日本国通貨とし、使用する単位はメートル法によるものとします。

エ 提出先 千葉市 都市局 公園緑地部 中央・美浜公園緑地事務所

〒261-0003 千葉市美浜区高浜7-2-1

電話番号（直通）043-279-8440

オ 提出方法 郵送又は持参により提出（郵送持参とも、最終日の午後5時必着）

なお、郵送の場合は、書留又は配達記録とすること。（当日必着）

カ 参加辞退 応募後、提案募集への参加を辞退する場合は、応募様式集・様式3「参加辞退書」を8月6日（火）までに提出してください。

(4) 応募書類

ア 基本書類 提出部数：3部（正本1部・写し2部 ただし、④は正本なし・写し3部）

名 称	様 式	内 容
①応募登録書表紙	様式3-1	
②応募登録申込書	様式3-2、又は-3※1	
③誓約書	様式3-4、又は-5※1	
④連合体協定書 ※1	様式3-6	
⑤委任状（代表者） ※1	様式3-7	
⑥委任状（代理人）	様式3-8	
⑦事業者状況調書 ※2	様式4	
⑧申込添付資料 ※2		
ア 会社定款	様式自由	
イ 商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書		直近1か月以内のもの
ウ 会社法に定める損益計算書	関係法令に定める様式	直近3事業年度分
エ 法人税申告書	関係法令に定める様式	直近3事業年度分
オ 納税証明書の写し （法人税、消費税及び特別地方消費税、 法人都道府県民税、法人市町村民税）		直近3事業年度分
⑨事業実績調書 （第4.2(3)「実績に関する条件」の各項目を 満たすことが わかるもの）	・実績を証明できる契約書又は許可書のコピーと 内容の分かるもの ・直近5年以内の公共駐車場の運営管理業務に関わる 契約について、途中解約をしている場合はその理由	
⑩記載必須事項チェックリスト	様式6	第3.3(2)「記載必須事項」チェック用

※1 連合体で申し込む場合のみ提出してください。

※2 連合体で申し込む場合、すべての構成員について⑦から⑧（ア～オ）までを提出してください。

※ 本事業のための特定目的会社等による応募をする場合、出資企業に係る上記基本書類及び各企業の出資比率及び幹事会社を明示した資料の提出が必要です。

イ 事業提案書類 提出部数：3部

- ・事業提案書のサイズは、下表のとおりとしてください。
- ・事業提案書のページ数は、下表のとおりとし、◆は合計10ページ以内として下さい。⑦施設計画図は提案する施設の種類の数に応じた必要枚数とします。
- ・A4縦ファイル(左側に2穴)に下記書類を綴ってください(A3サイズの図面等は折り込んでください。)。あわせて、データ（データ形式は、Microsoft 365（ワード、エクセル）互換、及びPDFデータとします）を保存したCD-Rを1部提出してください。
- ・記載に当たっては、前述の第3「事業提案に係る事項」を満たしていることを確認できるよう漏れのないように記載してください。また、事業提案書の下部にページ番号を記載してください。

名 称	様 式	サイズ・頁	内 容
①事業提案書表紙	様式自由	A4・1頁	

名 称	様 式	サイズ・頁	内 容
②目次	様式自由	A4・1 頁	必ず頁数を記載すること。
③会社概要書	様式自由	A4・◆頁	
④事業提案概要	様式自由	A4・◆頁	今回の提案内容（管理運営方法やその特長、導入する施設の概要、事業期間、投資額・借入先・借入金額・事業収支見込など）を、文章、図面、写真等を使用し、端的に示したものを作成すること。
⑤基本計画図	様式自由	A3・1 頁	事業区域の計画平面図を作成すること。作成に当たっては、事業者提案施設等の整備内容、動線設定、景観形成などが把握できる内容とすること。
⑥基本計画図説明	様式自由	A4・ (◆頁)	基本計画図の内容を文章、図面、イラスト、写真等で説明した資料を作成すること。 (⑤基本計画図に併記することも可)
⑦施設計画図	様式自由	A3・ 必要数	施設ごとの平面・立面図を作成すること。 図面には、施設の構造や規格等を把握できるよう諸元を記載すること。
⑧維持管理・運営計画	様式自由	A4・◆頁	以下の各項目について記載すること。 ・運営の方針、サービス内容ほか ・施設の維持管理の方針、管理項目、実施方法、頻度ほか ・緊急時の対応方法及び出動等による現場到着までに要する時間
⑨事業実施上の工夫	様式自由	A4・◆頁	以下の各項目について記載すること。 ・施設運営上のリスクに対する備え ・その他提案事項
⑩事業実施体制	様式自由	A4・◆頁	以下の各項目について記載すること。 ・責任者及び人員計画 ・連合体の場合、各法人の役割分担と責任範囲 ・その他提案事項
⑪経費内訳書	様式 7		施設整備費、撤去費、維持管理・運営費の内訳
⑫管理許可使用料提案書	様式 8		管理許可使用料
⑬事業実施スケジュール	様式自由	A3・1 頁	供用開始までの設計、手続き、工事等の工程

(6) 貸与資料

事業提案書類作成のための参考資料として、希望する方に資料 2「平面図」等の C A D データを貸与します。

ア 貸与方法 資料の貸与を希望する旨について、千葉市都市局公園緑地部 中央・美浜公園緑地事務所あて電子メールをお送りください。

(※件名に「海浜大通り展望駐車場管理運営事業者募集」と記載してください。)

また、受信確認のため、電子メールの送信後、必ず電話で連絡を頂きますようお願いいたします。

千葉市都市局公園緑地部中央・美浜公園緑地事務所 電子メールアドレス chuo-mihama.URP@city.chiba.lg.jp

第6 事業予定者の選定方法

1 選定方法

- ・基本審査：応募書類の書類審査

「2（1）基本審査」に示す基準に基づき審査を行い、いずれかひとつでも要件を満たさない場合、失格となります。

- ・提案審査：事業提案書類の書類審査

事業提案書の内容について審査を行います。基本的には「1 管理許可使用料提案金額」が最も高額である応募者を事業予定者として決定します。なお管理許可使用料提案額が同額の場合は、管理許可使用料の他に、「2 その他」の提案内容により千葉市にて決定します。

2 審査基準

（1）基本審査（応募書類審査）・下記表の項目について、ひとつでも満たさない場合、失格となります。

審査項目	基 準	審査書類
1 信用力	・第4. 2（1）「基本的要件」を満たすものであること。 ・第4. 2（2）「資格制限」に抵触しないものであること。	③誓約書 ⑦事業者状況調書 ⑧申込添付書類ア～オ
2 実績	・第4. 2（3）「実績に関する条件」を満たすものであること。	⑨事業実績調書
3 必須項目	・第3. 3（2）「記載必須事項」のすべての項目について事業提案書類に記載されていること。 ・料金体系が近接する駐車場等と著しくかい離せず社会通念上常識的な範囲であること。	⑩必須実施事項チェックリスト 料金体系に関する提案
4 実行力・計画性	・事業者の経営方針・コンプライアンス等が信頼でき、連合体の場合は各法人の役割分担と責任範囲が明確となっている。 ・長期的に管理運営を行える安定的な財政基盤を有している。 ・経費が妥当な金額で、無理な債務を組んでいない。 ・無理がなく見通しの立ったスケジュールが示されている。	③会社概要書 ⑪経費内訳書 ⑬事業実施スケジュール
5 利便性	・設置機器の選定・配置が使いやすいように工夫されている。 ・料金体系の説明、精算機の操作方法、防犯カメラ作動中の表示等の表示場所・内容がわかりやすいように工夫されている。 ・障害者等にも配慮された工夫がある。	⑤基本計画図 ⑥基本計画図説明 ⑦施設計画図 ⑨業務実施上の工夫
6 適正で安全な設備及び管理運営	・設備工事における安全対策や環境への配慮等の取組み、公園利用者・近隣への周知に係る提案がされている。 ・定期的な設備工事における安全対策や環境への配慮等の取組み、公園利用者・近隣への周知に係る提案がされている。 ・定期的な巡回や点検、植栽帯の管理等について適切な内容・頻度が示されている。 ・緊急時、自然災害時、トラブル発生時等の体制や想定されるリスクと対応策、及び現場対応に要する時間が示されている。 ・機器トラブルや苦情等に対し、現場対応及び電話等利用者対応体制や再発防止等に向けた具体的な方策が示されている。	⑤基本計画図 ⑥基本計画図説明 ⑧維持管理・運営計画 ⑨業務実施上の工夫 ⑩業務実施体制

(2) 提案審査（事業提案書類に関する事項の審査）・下記表の項目について、評価します。

審査項目	審査の視点	参考とする書類 (事業提案書類)
1 管理許可使用料提案金額		
・管理許可使用料の金額		⑫管理許可使用料提案書
2 その他		
・管理許可使用料の他に、売り上げの一部を千葉市に還元する提案がある。 ・上記の他に、評価に値する提案がある。		⑧維持管理・運営計画

3 事業予定者の決定等

本市は、基本審査で問題がなく、「1 管理許可使用料提案金額」が最も高額だった応募者を事業予定者として決定します。なお管理許可使用料提案額が同額の場合は、管理許可使用料の他に、「2 その他」の提案内容により千葉市にて決定します。

一度事業予定者となった応募者が辞退又は失格要件に該当した場合は、当初の選定から1年以内に限り次に管理許可使用料の提案金額が高かった提案をした応募者を事業予定者とします。

4 審査結果の通知及び公表

事業予定者の決定は、令和6年8月中旬を予定しています。審査結果については、全ての応募者へ書面により通知（連合体で応募した場合は、申込代表者に通知）するとともに、千葉市ホームページ（募集案件ページ）において事業予定者名を公表します。

なお、審査内容及び結果に対する問合せ、異議等については、一切応じません。

第7 基本協定の締結・許可手続きに関する条件

1 基本協定の締結

(1) 基本協定について

- ・本事業の着手に当たり、基本的な事項（事業者と市の役割・責任区分に応じた連携協力、事業計画、事業期間、維持管理・運営の条件等）を定めた基本協定を締結していただきます。
- ・基本協定は、市が事業者に対して管理許可等を行うための根拠となるものなので、管理許可申請前に締結して頂きます。
- ・基本協定の内容は資料4「基本協定書（案）」を基本とします。

(2) 違約金について

ア 発生要件

- ・事業者を選定された後、応募資格がないこと又は欠格事項に該当することが判明した場合
- ・事業者に帰すべき理由により本市と基本協定を締結しなかった場合
- ・基本協定締結後から管理許可取得までの間、事業者に帰すべき理由により基本協定の解除を行うこととなった場合

イ 違約金の額

- ・事業提案書に記載の公園使用料（年額）の３％

2 管理許可

（１）施設の整備、維持管理・運営に係る許可の取得

- ・事業期間中の整備、維持管理・運営を行うため、基本協定を根拠として、事業提案書及び施設の設計等に係る協議を経て確定した施設の設計図書及び営業、運営、維持管理、緊急対応・体制等の計画について記載した「事業計画書」に基づいて許可を申請し、許可を取得する必要があります。
- ・事業者提案施設等の工事の着手前に管理許可を取得する必要があります。
- ・管理許可の期間は、許可開始日から令和１２年１月３１日までとします。
- ・管理許可使用料は月額とし、前述の第３．４（２）「使用料の額」のとおり、事業者提案による額とします。

（２）許可の変更

- ・市は都市公園法その他法令の規定や改正に伴い許可条件等を見直すことができるとともに、これによる変更内容に関して事業者は市に補償や損害賠償を請求することはできません。
- ・社会経済情勢の変化や利用者ニーズの動向等に応じて許可内容の見直しが必要と認められた場合、双方協議のうえ許可内容を見直すことができるものとします。

3 事業報告

- ・事業者は、各年度における事業計画の実施状況や収支決算見込み等に関する「事業報告書」を作成し、年度末に市に提出することとします。

第８ 照会先（担当）

千葉市 都市局 公園緑地部 中央・美浜公園緑地事務所

所在地 〒261-0003 千葉市美浜区高浜 7-2-1

電話番号 043-279-8440 Fax 番号 043-278-6287

e-mail chuo-mihama.URP@city.chiba.lg.jp

【添付資料】

応募様式集

資料 1 位置図

資料 2 平面図

資料 3 地下埋設図、構造図等

資料 4 基本協定書（案）